

令和 3 年 1 1 月 5 日

医療機関の長 様

一般社団法人 郡山医師会  
会長 土 屋 繁 之  
小児保健・予防接種委員会

定期予防接種（A 類疾病・B 類疾病）および  
法定外予防接種受託医療機関の選定について

令和 4 年度も予防接種受託医療機関について、会員医療機関からお申し出いただくことになりました。

なお、次ページ留意点を確認の上、ご検討くださいますようお願いいたします。

※例年行っている「定期予防接種受託講習会」は、コロナウイルス感染症の拡大防止のため今年度も中止といたします。

・報告期限：1 1 月 22 日（月）  
（期日厳守・郵送にてお送り下さい）

・宛 先：

〒963-8024  
郡山市朝日 2 丁目 15-1  
一般社団法人 郡山医師会（予防接種）

キリトリ 宛名としてお使い下さい

（事務担当：医師会事務局 柳沼 Tel.922-8087）

\* \* 受託にあたっては、下記の点にご留意ください \* \*

- ◆ 原則として健康な方を対象とするので、時間帯の設定については患者受診の時間を避けるか、若しくは患者と接触しない別の接種場所を設けるなどの配慮が必要なこと。

- ◆ 接種曜日及び時間帯については、接種後の副反応に対応し易いことを考慮すること。

1. 土・日・祝日は接種しない。

2. 平日は午後4時までに接種することを原則とする。

ただし、例外として中学1年生以上の日本脳炎ワクチン・小学6年生以上の子宮頸がん予防ワクチン・法定外風しんワクチン・高齢者等インフルエンザワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平日および土曜日の午後5時までの接種を認める。

- ◆ 定期予防接種受託講習会(今年度中止)には、A類疾病では年一回、B類疾病では新規の場合、医師自身が出席受講することを受託の条件とする。
- ◆ 受託医療機関においては、ワクチン管理者を定め、その氏名を郡山医師会事務局に毎年届け出ること。
- ◆ 受託医療機関においては、ワクチン管理簿を備え、ワクチン保管管理および接種の記録を残し、保存すること。  
また、かかりつけ医による個別接種の観点から、高齢者等インフルエンザワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチン以外の予防接種は各医療機関で全種類可能なことが望ましい。
- ◆ 高齢者等インフルエンザワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に関しては、郡山市に承諾書を提出している登録医師の指導と責任のもと、看護師が注射をするのは差し支えないこととする。